

公布された規則のあらまし

佐賀県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則（規則第八二号）

1 携帯電話インターネット接続役務契約に係る書面の記載事項を定めることとした。（第四条の二関係）

2 青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出に係る書面の記載事項を定めることとした。（第四条の三関係）

3 その他所要の改正を行うこととした。

4 この規則は、平成二五年四月一日から施行することとした。

養ほう振興法施行細則の一部を改正する規則（規則第八三号）

1 養ほう振興法の改正に伴い、身分証明書の様式を定めることとした。（第五条及び様式第四号関係）

2 その他所要の改正を行うこととした。

3 この規則は、平成二五年一月一日から施行することとした。

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第八四号）

1 みつばち転飼条例の題名が改められたことに伴い、所要の改正を行うこととした。（別表関係）

2 この規則は、平成二五年一月一日から施行することとした。